

議会改革推進会議第5回会議

- 1 日 時 平成30年10月26日（金）午後1時開会
午後2時35分閉会
- 2 場 所 議事堂大会議室
- 3 出席者 委員長 山本 徹
委員 上田英俊、渡辺守人、宮本光明、武田慎一、
藤井裕久、澤谷 清、火爪弘子、吉田 勉、
杉本 正、笠井和広、海老克昌

山本委員長 ただいまから第5回議会改革推進会議を開会いたします。
皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。
います。

本日の会議には、菅沢委員から欠席する旨の連絡がありました。
また、澤谷委員から5分程度おくれる旨の連絡もありましたので、
お知らせいたします。

それでは議事に入ります。

前回の会議では、平成30年度の議会改革に関する行動計画を策定
させていただき、この計画に基づいて取り組みを進めていくことと
したところでございます。

そこで、本日は、確認していただきましたものの中から、以下の
4項目につきまして御議論いただきたいと思います。

1つは議会広報のあり方について、1つは常任委員会のインター
ネット中継について、1つは災害時における議会・議員の役割等
について、1つは議会報告会の試行についてであります。

初めに、議会広報のあり方について議論いただきたいと思います
というふうに思いますが、このテーマにかかわります現状、課題、論点につき

まして、参考の資料とあわせまして事務局のほうから説明していただきます。お願いします。

事務局（大木議事課長） それでは、御説明申し上げる前に、先生方はよく御存じだと思いますけれども、参考までに各県の議会だよりのほうをお配りいたします。

それでは、資料1の議会広報のあり方についてを御説明いたします。

現状でありますけれども、ホームページ、広報誌「こんにちは富山県議会です」、議会時報、フェイスブック、ツイッターなどの媒体を活用いたしまして、議会の仕組み、役割あるいは質疑内容等について情報発信をしております。

参考のところに主なものを記載しておりますけれども、お手元に配付しております参考資料①のほうに具体的な内容を記載して整理しておりますので、こちらのほうもあわせて御確認いただければと思っております。

これまでの御議論から課題を少し整理してみました。

1つは、議会活動の内容を広報することは重要でありますけれども、費用対効果を考慮する必要がある。

それから、広報する内容や対象、これらを踏まえ、どのような広報媒体が適当なのか十分検討する必要がある。

参考までに、本会議、予算特別委員会での質疑概要については、1人当たり2問程度の新聞報道等もあるですとか、あるいは政務活動費との関係などを整理する必要があるといった御指摘もありました。

それで、各会派での御意見ですけれども、これまでの議論の中では分かれておりましたので、論点のほうを以下のとおり整理してみています。

1つは、広報を充実するために活用する広報媒体です。

次のほうで言いますけれども、広報する内容や対象者を踏まえま

して、どの広報媒体を活用するのが効率的・効果的なのか。

それから、広報する内容や対象者、誰をターゲットに広報を充実していくのか。それから、議会として何を広報していくのかというふうにしてみました。

私からの説明は以上であります。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、議会広報のあり方につきまして、各会派からそれぞれ御意見を頂戴いたしたいと思っております。

まずは自民党さんからお願いします。

渡辺委員 それでは、私のほうから議会広報のあり方について少し意見を述べさせていただきます。

今ほど各県の広報紙も配られましたが、さまざまなものがあるわけでございます。そういう中で、まず県民が議会の動きなど行政情報をどのように入手していくのか、まずこれが第1点非常に大事な視点だと思っております。また、議会活動の何を誰に向かって発信するのかということも非常に大事な観点ではないかと思っております。そういう中で、広報媒体、メディアを選ぶ必要があるのではないかと思っております。

そして、現在でも、ホームページを随時更新し、広報誌「こんにちは富山県議会です」を年1回配っております、かなりの情報を発信しているわけですが、情報の入手手段の現状、例えば総務省が発表いたしました平成29年度の、どのような形で世の中の出来事や動きについて情報をとっているか、こういう資料を見てみますと、若い世代はやはりインターネットが非常に高い。そして、年代が高くなればなるほど、テレビ、インターネット、そして新聞、ラジオという順番になっておるわけでございます。やはりテレビが最も高く、それに続いてインターネット、新聞、雑誌と続いておるわけでございます。

そして、現在、県の広報誌も38万部ぐらい配布をされておりました。

て、非常にいろいろな面で多数これも県民の手元には情報が届いているのではないかと考えております。

そういう中で、これらのことを踏まえて、やはりまずホームページをはじめとする既存媒体をもう少し見やすくしたらどうかとか、比較的若い世代が使っているといわれるツイッター、また年配の方が使っているといわれるフェイスブックといった本県議会公式SNSページからホームページのほうへ誘導するといったような既存媒体のブラッシュアップも非常に大切ではないかと、このように考えております。

また、定例会ごとの質疑概要を掲載した広報紙、いわゆる議会だよりというものにつきましては、配布方法も含めた費用対効果、政務活動費等の関係もごございますので、これらはしっかりと整理すべき課題がまだまだあるのではないかと、このように考えております。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、社民党・無所属議員会さん、お願いします。

澤谷委員 まず広報誌に関しては、既に年1回発行ということなんです、さらに拡幅、拡充すべき問題ではなからうかというのが第1点。

それと、議会だよりだとか、そういうふうな言葉の文言なんです、やっぱり議会報告なりしっかりとした形で、おたよりでは私たち会派はだめじゃないかというふうな話もしている、この文言についても、議会報告なり、しっかりとした形で県民の皆様にお知らせする、そういう姿勢が必要だろうというふうに考えております。

さらに、広報のあり方については、まだまだ議会として深く掘り下げる必要があるのではなからうかと。この件については早急に結論を出すべきではないのではないかとというふうな話も会派としておるわけなんです。

以上3点。

山本委員長 ありがとうございます。

じゃ、続きまして、日本共産党さん、お願いします。

火爪委員 はい、ありがとうございます。

議会広報は積極的に発行をするということが必要だと思っています。ですので、自民党のほうからもお話がありましたホームページのブラッシュアップだとか、そういうことにも取り組むべきだと。同時に、議会だより、ここでは議会時報というのが参考として書いてありますが、議会ごとの議会だよりも発行すべきだと思います。

費用対効果がどうかとか、有効な媒体がどうかという議論をこれまでしてまいりました。ただ、やっぱり二元代表制の県議会が当局をチェックする役割というのをこの間繰り返し議論をしてきました。ですので、県の広報38万部と別に議会の広報紙というか議会だよりがあるべきだと思います。

私はすぐに年4回発行するかどうかは別として、例えば予算議会、2月定例会をまず発行してみると。県の広報38万部に折り込んでとか一緒にして、折り込み費用を節約するなどの工夫をして、ホームページも、それから議会だよりも、SNSも取り組むべきだと思います。

市町村は全自治体、氷見が今休止をしているという話なんですけど、それ以外は全部議会だよりを発行しています。やっぱり議会が身近に感じられるという意味で効果を発揮しているんだと思います。

県議会が何をしているかわからないとか、県議会が遠い存在に見えるとか、いろんな意見が寄せられているわけで、議会だよりも含めてあらゆる媒体を活用すべきだと思います。

費用対効果と言われますけれど、やっぱり民主主義には費用がかかるわけです。全国4県しか発行しないというような、発行していない県が圧倒的少数だという話も聞いていますので、やはりきちんと予算を計上して、議会だよりの発行も含めて、あらゆる方法で取

り組んでいくべきだと思います。

以上です。

山本委員長 公明党さん、お願いします。

吉田委員 やっぱりメディアは積極的に活用すべきだというふうに思います。

どの媒体を活用するのが効率的なのかということも含めて、やっぱり若い人から年配者の方とかいろんな方がおられますので、そこはしっかりまた議論すべきだろうと思いますけども、いろんな角度から、特に若い人たちに見てほしいということになれば、SNS、インターネット、こういったものが大事かなというふうに思っております。

それから、議会として何を広報するか。先ほど岩手とか新潟とかもいろいろいただきましたけども、誰が何を発言したとか個別にわかるものから、そうでない、議会として最終的にこういった結論に至ったというような感じのものとか、いろんな形があるところなので、そこはもう一度議論をしていただいて、どういう形がいいのか、議員一人一人に焦点を当てたほうがいいのか、それとも富山県議会としてこういった条例を制定したとか、いろんなことがあると思いますので、富山県議会としてこういう方向で今進んでいるんだということがわかるような内容にするのか、それはそれぞれやっぱりちょっと議論がこれから必要だろうなというふうに思っております。

以上です。

山本委員長 会派・至誠さん、お願いします。

杉本委員 今、各県議会の議会だよりを見せてもらったんですが、これね、一般的に字が小さい。私は来年の1月に70歳になるんですが、その割には目はいいほうだと思うがいちゃ。その僕でもなかなか字が小さいからよう読めん。私より年が上の方は、まずこれ、読めんがないかと思うんですよね。それで、いろいろ載せようとしたら、

どうしてもこういう字の大きさとかこういうことになると思うんですが。

火爪委員 縮小やよ。

杉本委員 これは、縮小け。

事務局（大木議事課長） すみません。実物はB4版であり、もうちょっと大きいです。

杉本委員 すみません。そこら辺聞いとらんだもんだから。

それで、前にも言うたけど、いろんな議員がいろいろ工夫して議会だよりをつくっておられる。特にそれぞれ自分の地元のことだとか得意分野なことだとか。ただ残念なのは、見ると、県議会のホームページの案内をしておる人もおられるけども、少ないがいちゃね。県議会のホームページ、これを見ればという、それをすればある程度カバーはできると思います。

それで、僕はこの件に関してはあんまり積極的でなかったもんですから、もうこれ以上言いません。

以上。

山本委員長 県民クラブさん、お願いします。

笠井委員 この広報については、私も積極的に採用という方向ではないという意見のクチで、その理由としては、費用対効果をとということを一番に挙げて、火爪さんの意見とはちょっと食い違うんですが、私の頭の中でもいろいろ考えてみたんです。これを読みたいと思われる方、確かに県民の方でいらっしゃることは事実であります。その反面、あるところに、マンションの中に行きますと、市議会だよりとかそういうのが置いてあります。いつまでたっても刺さったままで、ある日突然それが撤去されていくということで、何というか、読まれる率というのが非常に少ないというのも現状であろうと思うんです。

多額の費用を使って、全戸に「こんにちは富山県です」と一緒に配るとかという案もありますけれども、まだちょっとそこまで自分

の頭の中がかみ砕けていない部分がありまして、先ほど自民党さんが言われたとおり、まずホームページを整理して、ただし、ホームページに不得手な方の対策をやっぱりここで議論して考えていくべきではないかなという思いなんです。

具体的な答えとしてはちょっと物足りんがですけども、とにかくお金をかけてこの紙媒体をばらまくということは今の世の中に逆行しておるという意味で、ペーパーレスが今具体化されてくる案件であると思いますので、そういうこともあって、より具体的な答えにはなっていないんですけども、まずはSNSやフェイスブック、ツイッター、それから連動してホームページに誘導するという方法がありますけれども、確かにそれをやっても閲覧数は増えないかもしれません。けども、まずそれを整備してから、その上でそれを見られない方の対策を講じるというのが一番いいのではないかと考えております。

山本委員長 無所属の会さん。

海老委員 私は、広報については紙媒体のものも必要だと思いますし、ネットでの発信も必要だというふうに思っております。

自民党さんも言われましたけども、インターネットからしか情報を取られない方もおられますし、ネットじゃなくて、やっぱり新聞とか紙媒体を読んで、日々の情報だったりそういったものを取りに見たりとかされる方もいらっしゃいますので、これは両方僕は必要だというふうに思っております。

ただ、紙媒体につきましては、配る場所であったり、それを設置しておく場所というものはちょっと考えないといけないのかなというふうに思います。

本当に手に取ってもらいやすいような場所であったり、見てもらいやすい場所に設置しないと、ずーっとそこに置きっ放しになって誰も取っていかない。で、時間がたつと1年後に回収とか、そういったことになっては全く意味がないと思いますので、そういった見

てもらいやすいような場所をしっかりと検討して設置していく必要があるというふうに思っております。

あと、インターネットに関しましては、SNSを使って情報発信、いろんな入り口を準備して、その中からホームページのほうに来ていただいて、ホームページの中身を充実して、またホームページの中を見やすくして、興味だったり関心だったり、そういったものを持ってもらえるようにしていく必要があるかなというふうに思います。

SNSの情報発信をもっともっと積極的にやっていく必要があると思っています。

以上です。

山本委員長 一通り御意見をいただいたわけですが、まず、そもそも今あるホームページやSNSなどを生かしていくのが先ではないかという御意見、いわゆる紙の便りであるとか報告であるとか、名称も含めてですけども、出すことについては慎重な御意見もあったところがございますし、片一方では、そうではなくて、ネットだけではなくて、やっぱり紙のほうもしっかりとやって広報すべきではないかという御意見もあったかというふうに思います。

しかし、おおむね議会広報という意味で言うと、これは進めなくちゃいけないよねということだったかなというふうに思っておりますが、改めてなのですが、SNSやホームページ、今後拡充していくこととあわせて、今個人でそれぞれ議会だよりも配っておられるそれぞれの会派の取り組みもある中で、やっぱりこれは議会として紙ベースで出すことが必要であると思うかどうかということについてももう少し議論をいただきたいなというふうに思うのですが、どなたからでも結構でございます。

杉本委員や笠井委員からは、紙ベースは慎重にやるべしという御意見でございましたし、両方やるべきだが費用対効果についてはしっかりと検証すべきという御意見もございましたし、火爪さんから

は、これはぜひ取り組むべき課題ではないかというお話であったか
と思います。

両方の御意見が拮抗しておりまして、私としては非常に整理がつ
きにくい状況でございますので、もう一步踏み込んだ議論をいただ
きたいというふうに思うのですが、どなたからでも結構ですので、
果たしてすぐにでも紙の議会広報に取り組んでいくべきなのか、そ
れとも、まずは今あるホームページをしっかりと拡充して、議会広報
全体のあり方をしっかり考えていくべきなのかという当会議として
の方向性にかかわる部分でひとつ御議論いただきたいと思います。

ごめんなさい。やっぱり順番にしたほうがいいでしょうかね。自
民党さんから行きましょうか。

どなたからでも結構でございます。

渡辺委員 私は両方やっていくべきだと思いますよ。少なくとも。

山本委員長 それでは、社民党・無所属さん。改めて。

澤谷委員 報告割合として、新聞折り込みなんですけど、やっぱり非常
に折り込みの枚数が多いということで、折り込みの日もある程度検
討したりしなくてはならないというのがまず1点なんです。多い
ともうみんなやっぱり捨てるんですよ、まとめて、ぽん。

そういうことも考えたり、そしてまたやっぱり、広報を入れると
いうことも私、やっぱり大事だと思っておるんで、渡辺委員さんと
同様に、両面から立ち上げていく案件ではなかろうかなというふう
に判断しております。

以上です。

山本委員長 火爪さん。

火爪委員 先ほど発言をしたのに尽きるんですが、私も両方に取りか
かるべきだと思います。

まずSNSとかまずインターネットの充実というふうにするのと、
じゃ、県議会だよりの発行は何年後になるのかと。私はさっき言い
ましたけど、年に4回すぐ出なくても、まず議会だよりを一度出し

て、そして県民の皆さんの御意見を伺って充実のあり方について考えていくということで、何も紙媒体に取り組まないのではなくて、まず取り組んでみるという姿勢が大事なのではないかなと思っています。

それこそ、当局の県広報が出ているのに県議会の便りが出ていないというのは片手落ちだというふうに理解をすることが大事なのではないかなと思っています。

山本委員長 公明党さん、お願いします。

吉田委員 とりあえずはやっぱり両方でちょっとやってみるということが大事かなという気がしますね。今、議会としての広報というのはあんまりやっていないわけなので、やっぱり二元代表制としての1つの、考えたときに、県議会としてこういう方向性でやっているんだよというようなものが、やっぱり県の執行部が出すそういった内容とまた違った意味で効果があるんじゃないかなという気が僕はしますので、とりあえず両方ひとつやってみるということが大事かなという気がします。

山本委員長 唯一反対の会派至誠さん、いかがでしょうか。

杉本委員 新しいことをすると非常によいことだと思われがちですが、その反対に、反対すると前向きでないと思われがちですが、私はこの件に関しては特別よいことだとは思いません。

山本委員長 それでは、慎重意見の県民クラブさん。

笠井委員 今、とりあえずこの場で結論を出すとなれば、広報を出すことには、慎重どころじゃなくて、やっぱりやめたほうが良いと思います。

というのは、正直に言って、今までの「こんにちは富山県」でもそうですが、新聞折り込みに頼っておると。記者さんもおられて大変申しわけないんですが、新聞をとっていらっしやらない御家庭が非常に増えてきておるということで、行き届かないという思いもある。

選挙方法にしても新聞折り込みなんですね。そしたら、見られない人はどうするんだといったら、近くの地区センターへ行ってください、配っていますという乱暴な取り扱いなんです。

ですから、そもそも一体どれだけのニーズがあるか。こちらからももちろん発信していくことが必要なんですけど、どれぐらい見たいというニーズがあるのかに対して、予算をつけて一挙にやってしまう、これに対して反対すると後ろ向きだと捉えられるかもしれないという意見が今ありましたけども、私は予算を使うことに慎重であるべきだとやっぱり思いますので、とりあえずここでは、私の意見としては発行に対しては反対したいと思います。

山本委員長 それでは、無所属の会さん。

海老委員 私は両方ともやっていくべきだというふうに思っております。紙媒体の広報については、皆さん、いろんな御意見をお持ちだと思いますが、まずやってみて、すごい漠然とした言い方かもしれませんが、やっぱりまず皆さんで議論して、広報の内容も、この紙媒体の内容も考えて、じゃ、これで行ってみよう。それで、トライ・アンド・エラーじゃないですけど、じゃ、次はこうしてみようという形で、よりよいものにつくり上げていけばいいのじゃないかなというふうに思っております。

個人的な意見になりますけども、今いただいた県議会だよりを見せていただきましたけども、余りにも活字が多くて読みにくいようなものもありますし、中には県議会議員さんの人間性が出ているような写真も載せておられるような広報もありますので、要は、中身とかも皆さんで検討して、よりよいものにしていけばいいのではないかなと思います。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

一通りお聞きしましたが、そのほかに御意見がある方はおられますか。

藤井委員 私はやっぱり両方ともやるべきだと思っています。結局、杉本先生も新しいことと言われましたけど、インターネットにもアクセスできない、SNSも何かわからないという方、従来からの新聞ですよ、そこを情報源としておられる方がやっぱりいらっしゃるんですから、ある程度の数、そこに対して県議会として広報を打っていくというのはやっぱり積極的な姿勢なんですね。情報をこっちから発信していく。あと、読むか読まんかは、読んでくださいというようなお願いもせんにゃあかんと思うんですけど、それはまあまあこれから一生懸命それこそPRしていけばいいので、知事の当局の広報誌というのは結構読まれています。そういうことが話題になることが多いですから、先ほどの火爪先生の当局と議会のあり方みたいなことも含めて、やっぱり1つの事象を捉えても、事業を捉えても、こちらは県民の立場そのもので、県民の意見を伝えていくという議会活動そのものなので、やっぱり紙面も多少違うものになってくるだろうし、私はやっぱり両方、特に広報は意義あると思います。

山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

武田委員 私も両方という考え方なんですけど、こういうふうに出すと杉本委員が一番人気が出ると思うんですけど、私も何回も広報を配っていますけども、大体一、二年、3年すると読まれない人がかなり出てくると思うんですよ。

そこで、県民世論というのはそれぐらいのスパンで大体わかってくると思う、空氣的に。皆さんの感じておられる、皆さんのお宅を回っておられる方もたくさんいらっしゃいますし。そうすると、そこで一旦休止するという方法も私、あると思うんですよ。その費用対効果の面から言うと。じゃ、一体どうなんだと。また、何で休止するんだという声が出てくれば再開すればいいと思うんで、私は一回挑戦してやってみるべきだというふうに思いますので、ぜひ御検

討を皆さん、よろしく申し上げます。反対の方もよろしく申し上げます。

火爪委員 県民の皆さんの中に関心が薄い、読む読まないを理由に議会が情報提供をしないというのは後ろ向きだと思います。

読んでいただく努力こそすべきであって、読んでもらえないことを理由に県議会が努力をしないという姿勢はやはりまずいのではないかなと思います。熱心に読む方もたくさんおられると思います。

それから、杉本さんが言われましたけど、私たちも個人の県議会報告を議会が終わってから必ず出しています。しかし、全地域に配布できるわけではありません。やはり自分の地元を中心に配布をしておりますし、私は日本共産党ですから、そういうスタンスの記事になります。

だから、そうではなくて、全方位で全ての地域に配布されるというものはやっぱりあったらとてもいいのではないかなと思います。杉本さんの広報は杉本さんの広報ですけれど、それで県議会が必ずしも理解できるかできないかは意見が分かれるところだと思います。

山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

すみません、今の段階でなかなか集約がつかないというふうに思います。何らかの方向性が出ないかと思いましたが、依然として反対の御意見の方もおられますが、大方は両方が好ましいのではないかと。かつ、一度やってみてはどうかという御意見もあったようでございます。このところはもう少し皆さんの方向性が見えてこない、中身をどうするかという話にまでちょっと入れない感じかなと思います。こういう中身ならこういうふうな考え方、だから出してもいいよとかという、そういう着地点があるとも今の段階ではちょっと思えませんで、次回もう一度引き続き検討ということにさせていただきたいと思いますが、その間私のほうで少しいろいろと情報を集めさせていただいたり、調整をさせていただいたりだとかし

て、着地点がどこかにないかまた探らせていただきたいと思いますので、一旦引き続き検討ということにさせていただきたいと思いますと思いますが、どうぞ。

笠井委員 お預けしますが、時間も限られておりますので、私は一応反対の意見だったんですけども、皆さんの意見を聞いて、とりあえずやっていく。とりあえずという言葉がいいのか悪いのかは別として、とりあえずやるということ。その中身を充実させるということで今言われましたので、そのことをしっかりと議論させていただけるのであれば、とりあえず今、反対と言いましたけど、お預けしてやってみてもいいかなという意見に変わるといいますか、そうしないと時間ばかりかかって、なので、早めに解決したいと思いますので。

山本委員長 ありがとうございます。

笠井委員 譲歩いたします。

山本委員長 杉本委員、そのような、次回は中身に踏み込んだ議論をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

杉本委員 後でちょっと話し合いせんまいか。

山本委員長 それでは、一応引き続き検討ということでちょっと預けさせていただきたいというふうに思います。大事な話でございますので、ちょっと時間をかけさせていただきました。ありがとうございました。

それでは次に、常任委員会のインターネット中継について、参考の資料とあわせまして、まずは事務局から説明をさせていただきます。お願いします。

事務局（大木議事課長） 資料2「常任委員会のインターネット中継について」をごらんください。

現状でありますけれども、本会議、予算特別委員会、それから決算特別委員会は総括質疑になりますけれども、こちらのほう、ケーブルテレビ放送が行われる場合に、この映像を活用しましてインター

ネットで配信をしております。

課題としては、まず1つは、インターネット中継導入の手法については、費用対効果の検証が必要なのではなかろうかということ。

1つ目の「・」にもありますけれど、こちらの大会議室には設備がありますけれど、4階にあります他の4つの委員会につきましては設備を整備する必要がありますし、それから、審議の内容によっては著しくアクセスが集中することも考えておかないといけないのではなかろうかということでもあります。

それから、2つ目の○へ行っていただきまして、4階の委員会室には、インターネット中継に必要な設備がないと今ほども御説明しましたけれども、新たに整備するということであれば技術的な検証も必要になってくるのではなかろうかということ。

それから、実施するとした場合、執行部の対応も含めまして、質問時間の取り決めなど一定のルールづくりも必要なのではなかろうかと、このような形で整理をしてみました。

論点につきましては、インターネット中継を拡大するかどうかという方針。中継を常任委員会まで拡大するのかどうか。それから2つ目、拡大するとした場合の方法ですけれども、質問時間など、委員会運営のルールをどのようにすべきなのか。それから、どのような機材を導入すべきかというふうにさせていただきました。

それから、第3回の会議におきまして、平成27年度の検討小委員会の検討結果について御報告いたしましたけれども、改めて経費のほうを少し試算してみましたので御説明をしたいと思います。

参考資料②をごらんください。「常任委員会のインターネット中継について」というタイトルのものです。

まず整備の内容ですけれども、平成27年度の小委員会の結論を基礎といたしまして、大会議室を除きます4つの委員会室にそれぞれカメラを2台設置し、2画面の固定画像による録画・インターネット配信を行った場合どうなるのかということでもあります。録画放送

時には2画面の構成になります。

こういった内容で試算をいたしました。

小委員会の結論から一部変更をしておりますので、その理由について御説明します。

小委員会の結論では、事務局職員による画面切りかえを前提にしておられましたけれども、事務局の現行体制を考慮いたしますと、書記と傍聴への対応といったところでぎりぎりの状況でありまして、画面を切りかえるための職員を配置するというのはなかなか厳しいのではなかろうかということで、固定2画面構成での映像配信とさせていただきます。

また、YouTubeを利用した簡易な方法なども考えられるのではなかろうかということでいろいろ見てみましたが、課題として、映像の編集作業ですとか、あるいはYouTubeへの映像のデータのアップロードなど、こちらのほうも事務局職員の負担がかなり増大することが考えられますし、また、議会中継にふさわしくないような広告が入ってくるということも考えられますので、本会議、予算特別委員会等の配信を行っていただきます業者のサービスの利用を前提に一応試算をさせていただきました。

参考資料③というものも御用意いたしました。試算した配信システムの概要です。

こちらのほうもちょっとごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

左上のところに役所、議場とありますけれども、こちらが委員会室だと思っていただきたいと思います。この委員会室に、右下のところの点線で囲みました、こういったマイクあるいはネットワークカメラ、これを配備いたしまして、あわせてその映像ですとか音声を録画、録音するためのパソコンを配備し配線などを行います。

この経費が、参考資料の②で言いますと、経費試算額の欄の3つ目、カメラ設置工事約340万円、これぐらいのお金がかかります。

それから、初期設定等の経費がさらに乗かってまいりまして、こちらが初期設定等69万円であります。これは約70万円になります。

それから、矢印で右側のほうの配信センターというところに伸びておりますけれども、パソコンでとりました映像のデータを配信業者のほうに渡しまして、画像を編集してもらいまして、例えば前後をカットしてもらおう、あるいは、例えば休憩時間が入った場合にはそこをカットしてスムーズに流れるようにしてもらおうと、こういったような編集作業をした上で、サーバのほうにデータを保存しまして、インターネットを通じまして県民の皆さんから閲覧できる、このような形にするということで考えております。

このサービスの使用料が約195万円。映像配信サービスという言葉で書いてあるものがこれに該当します。

2年目以降は、こちらの配信センターのサービスを引き続き利用することになりますので、この約195万円というものが必要経費となります。

こういった形で一応試算しまして、1年目が約600万円、それから2年目以降は約195万円ということで記載しております。

参考資料②のほうにお戻りください。

その下のほうに、参考までに、小委員会で出されました主な意見ですとか、それから当時の結論、こちらのほうも記載しております。

私からの説明は以上になります。

山本委員長 ありがとうございます。

イメージをきちっと頭に描いていただけたと思いますが、今、いろんな御意見がありました。菅沢委員からは中継でというお話もございましたが、現段階では中継というのはなかなか難しい状況がおわかりいただけるかと思っておりますので、議論するとすれば録画配信ということ的前提にしなければならぬことかなというふうに思っておりますが、そうしたことなどを踏まえまして、各会派の御意見を頂戴いたしたいというふうに思います。

それでは、自民党さんからお願いします。

渡辺委員　それでは、インターネットの中継について意見を述べさせていただきます。

今ほど事務方のほうから詳細にいろいろな説明もございました。常任委員会のインターネットの中継、録画配信する場合には、各常任委員会、いろんな部屋でやっております。やはり委員会室の設備の問題がまず出てくるのではないかと、このようにも思っております。

よって、そういうこともしっかりと、今、初期投資が600万円かかるという話も聞きましたけれども、そういうことも踏まえながら、進めるとすれば進めなければいけないんですけれども、私はその前に、時には各会派代表者会議、議会運営委員会の中で従来議論をされておりました委員会の質問時間、報告事項の取り扱い等々の運営方法の問題、また、それについて執行部との調整などの課題がやはり残っているのではないかと、このように思っております。

こうしたルールをどのようにするのかという課題をまずしっかりと解決することが先決ではないか。よって、それらをしっかりと解決した後、引き続き検討されていけばいいのではないかと、このように思っております。

以上です。

山本委員長　ありがとうございます。

社民党・無所属議員会さん、お願いします。

澤谷委員　インターネットの手法は大賛成です。ぜひ会派としても進めてもらいたいと。

当然、その中にはいろんなルール化も必要ではなかろうかなと思っておりますが、今現在、約2時間で終わっているんですね。今までのとおりにはやられても私は結構だなと思っておりますし、全員が質問するわけでもありませんし、おのおのの委員の特徴で、前段が長い委員もおられますし、いきなりすぱんと切り込んでこられる議員

もおられますし、それはそれでいいのではなかろうかなと。

問題は、そのインターネットの時間を現行どおり2時間ちょい流してお知らせするというで始めることもいいかなと思っておりますが、また皆さんの御意見をいただければと思います。

山本委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も積極的に実施を進めていきたいなと思っております。

それで、オープンにできるようなルールの調整をという話がありました。心配なことは山のようにあります。ありますが、大事なものは、県民にオープンにすることによって、それぞれの議員の自覚もマナーも高まるのではないかなと思っておりますが、あんな議員があんなことを延々とやっていたという批判が集中すれば、それは自律的に自重するわけで、やっぱり政務活動費と一緒に、県民にオープンにして県民の御意見や批判をいただくということが議会としては一番大事なのではないかなと思います。

常任委員会の時間が長過ぎて、2時間、3時間で切れなければそれで打ち切るとかという方法もありますし、まず始めるんだということを決めたら、やっぱりおのずと対応しなきゃいけない課題も浮き彫りになってくるのではないかなと思います。

私は初期投資600万円、決して無駄にはならないと思っておりますし、無駄にしないという決意が議会側に大事なのではないかなと思います。

以上です。

山本委員長 公明党さん。

吉田委員 大いにやっぱりやって、ひとつオープンにしていくということは必要だなと思います。

ここにもありますように、やっぱり質問事項とか委員会運営のルールというものもまた当然必要だろうと思っておりますので、ぜひとも議論した上で、どういう機材を使ってやるのかも含めてしっかり議論したほうがいいと思います。

山本委員長 ありがとうございます。

会派至誠さん。

杉本委員 この件に関しては、積極的に賛成であります。

それで、この資料には生中継が10の都道府県、そして録画中継が11の都道府県で実施されているということが書いてあるんですが、県議会の場合は5つの委員会ほとんど同時開催でありますので、生中継するということは実際難しいと思いますので、これは録画中継でいいがでないかと思います。

それで、皆さん方から言われているように、これを機会に委員会の運営についてももう少し工夫する必要があるがでないかと。というのは、見ておっても、終了の1時半を過ぎてもまだやっとするわけですよ。ほったらこれ、働き方改革だ言うとするがに、ちょっとやっぱりおかしいがないかと思うがいちゃ。やっぱり自分なりに質問時間も考えて的確にばっばとやっていくということが必要だと思いますが、時間的なこともありますので、そこらあたりも、長く言われる人にはちょっと気をつけていただきたいと思います。

以上。

山本委員長 県民クラブさん。

笠井委員 私はもとより、インターネット中継といいますか生中継、もしくは録画でもいいんですが、委員会を積極的に県民に知らせるという意味で、積極的な意見を出してきたつもりでありますので、それについては異論はございません。

ただ、当局が出された具体的な金額、これはどこをもって試算されたんですかね。当局にちょっとお伺いしてもいいですか、委員長。

事務局（大木議事課長） 一応先ほども申し上げましたとおり、本会議あるいは予算特別委員会のほうを中継していただいているサーバを使うということもありますので、そちらの業者さんに一応見積もってもらいまして、特に商品名などは、マイク、ネットワークカメラ、書いておりませんが、一応このものを使ったらどうなるのか

ということ。それから、実際の配線ですとかそういったものは計測してみないとわかりませんので、微妙にずれてくるとは思いますけど、この程度かかるだろうということで試算してもらっています。

笠井委員 すみません、要らんこと言いまして。ただ、ちょっと金額的にえらい高いなど。イニシャルコストとしては高いんじゃないかなという思いがあったので、今、飛躍的に経費が下がっておりまして、前にも説明したとおり、カメラ2台とネットワークをつくるだけだとこれぐらいの金額にはならないのではないかなという個人的な思いがあって今聞いてみたんですが、その初期投資を無駄にしないということはもちろんなんですけれども、先ほど説明がありましたY o u T u b eでありますと、議会中継にふさわしくない広告が入ることになるからやめようということはこちらで議論することであって、当局から要らん情報を入れていただいてY o u T u b eを阻害するようなことを、Y o u T u b eを使ってもいいなど僕は思っているものですから、こういうことはあまりふさわしくないのではないかなという思いがあります。

いろんなことを想定して、とにかく早く実施をして委員会中継をするということを前向きにしたいわけでありますから、積極的にやっぱりいろんな方策を考えていくのがいいのではないかと思います。

費用のことは横に置いておいて、一日も早く委員会を中継してほしいというのが私の意見でありますので、その旨お願い申し上げます。

山本委員長 無所属の会さん。

海老委員 インターネットの配信に関しましては、積極的にやっていく必要があるというふうに思っております。

ただ、私もちょっとどうかなというのが、業者見積もりがちょっと高いかなという個人的な見解です。2年目以降の4委員会ですと195万円というのは、各委員会が開催されるごとに編集されたりとかされる手間とかもかかると思っていますので、いろいろ計算したらそんな

ものかなと思ったんですけど、初期投資の部分のほうはもうちょっとカメラ設置工事が何かできるんじゃないかなというふうに思いましたので、その点だけちょっと気になりました。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

事務局（大木議事課長） 委員長、ちょっといいでしょうか。

山本委員長 はい、どうぞ。

事務局（大木議事課長） すみません、補足で説明させてください。

この配信サービスのほう、これ、4委員会ではなくて、工事のほうは4委員会なんですけれども、経営企画のほうも入ってまいりますので、配信サービスは5委員会で見積もってございます。

山本委員長 大体のところ御理解いただきましたか。

ほかに御意見ございますか。

おおむねですが、インターネットによる配信は可能な限り進めるべきというのが皆さん一致した意見だったかと思います。

ただ、インターネット化は進めるべきだがルール化が必要という御意見もありましたし、自民党さんからは、まずはルール化がびしょとなってこそその配信ではないかという意見もございました。

日本共産党さんからは、オープンにすることによって議員個々の資質が高まればいいので、そこは自律的なものに任せてもいいのではないかという御意見があったかと思います。

あとは、コストのお話に少し疑義を持たれるところがございました。これ以上議論を進めるとすれば、初期投資の話し合い、あわせて技術的な話かと思います。どうしてもレベルの高い映像、レベルの高い音声でレベルの高い配信をしようとするれば、それだけお金がかかるということになりますけれども、ある程度粗雑なものでいいということであれば、もう少し抑えることもできるのではないかと思いますので、1つは技術の点の問題、もう1つは、ルール化が先なのか、配信が先なのかという議論かと思います。

それで、次回はルール化するとすればどういふことのルール化が必要でしょうか。こういうことがルール化されないと配信にはふさわしくないと思いますというような今ほど自民党さんのほうからお話がありました、これまで議論となってきたそれぞれの個々の議員の質問の時間の取り扱ひの件や、当局からの報告事項のあり方の件、あるいは、当然、当局側にも配信をする場合に向こう側にも注意を呼びかける必要があると思いますので、こうした点につきまして次回議論させていただきたいと思ひます。

あわせて、事務局といたしましては、費用の面でもう少しどうしたことができるのか掘り下げて研究してみたいというふうに思ひます。

きょうは、この問題についてはこの程度にさせていただきたいと思ひます。方向性とすれば、録画配信の方向で進めたいということで、この点は一致ということで御確認させていただきたいと思ひます。

それでは、続きまして、災害時における議会・議員の役割等について、参考資料とあわせまして事務局から御説明させていただきたいと思ひます。お願いします。

事務局（大木議事課長） 資料3「災害時における議会・議員の役割等について」をごらんください。

現状でありますけれども、大規模な災害等が発生した場合におけます議会の対応等については、災害対策基本法等の規定はありませんで、執行部が設置する災害対策本部が対応する、このようになっております。議会・議員の役割についての議論、整理はなされていないという状況でございます。

課題といたしましては、災害時であっても議会が持つ機能を維持すると同時に、被災地・被災者を支援するための方策を検討しておく必要があるのではないかということ。

それから、地域に精通する議員の先生方の情報収集ルート等を活

用させていただくべきではなからうかということでありませうけれど、災害対策本部の機能を補完する方法を検討しておく必要があるのではないかということ。

それから、議会として災害に対応するために、整備しておくべき環境といったものを検討しておく必要があるのではないかということ。

このような形で整理をしてみました。

論点でありますけれども、議会や議員の役割に関する基本的な考え方ということで、期待されているものは何なのか。それから、執行部が設置します災害対策本部との関係をどのように整理すべきなのかということ。

2点目として、災害発生時の具体的な対応ですとか、その環境整備の方向性ということで、期待されている役割を果たすために事前に決めておくべきものというのとは何かあるのか。それから、緊急時の議会運営としてどのような対応が求められるのか。さらには、他県の例も参考にいたしまして、まずは議員の安否確認ですとか情報共有のためのそうした仕組みを導入するのかなど、一応こうということにして見ております。

それで、他県の規定の仕方ですとか内容のほうも少し調べてみましたので、御説明をしたいと思います。

参考資料④をごらんください。

1つ目、議会基本条例そのものに何らかの形で規定している都道府県としては、茨城、山形、徳島、宮崎、北海道、こういったところがありますけれども、その具体的な内容につきましては内容欄に記載してあるとおりであります、調査活動を行う、このようなことなどとなっております。

それから2つ目、災害時対応マニュアル等に規定しておる都道府県もございまして、佐賀、大分、鹿児島などがありました。

例えば佐賀県では、被災地の支援について、より積極的な役割を

果たすこととするということで、内容のほうをごらんいただきたいんですが、議会・議員の役割として、被災状況の確認、それから各議員が執行部等による被災者の救助活動が完了した後、被災地の県民の意見や要望を把握し、執行部に伝える。それから、そうした意見・要望は、議会事務局の総務課を連絡窓口として、情報を一元化して行うということ。

それから、県民や被災市町の意見、要望を踏まえて、国等に対し政策提案を行うこととしておられました。

また、メールを活用した議員の安否確認ですとか議会運営の手続、ステージごとの対応内容、こういったことについて定めておられました。

次ページをごらんください。

大分では、議員としての迅速かつ適切な行動と被害の最小化を図ることとしまして、右側の内容。議員は率先して被災者の救済や避難所支援などの活動に従事する。

それから、災害情報等の収集や執行部に対する要望・要請等は、議会事務局を通じて収集・伝達する。

それから、発災直後の議会活動は、議長が必要に応じて各会派代表者会を開催し、当面の対応を協議する。

安否確認システム（携帯メール）等を活用した議員の安否確認などについて定められておりました。

それから、鹿児島では、災害からの早急な復旧・復興対策の推進に資することとするとして、右側の内容欄、1つ目の「・」、地元議員等の申し出等を踏まえ、議長は、被災地での調査のために、地元議員等を被災地に派遣する。

それから、1つ飛ばしまして3つ目の「・」、地元議員は、被災状況及び被災地住民等の要望を把握するよう努める。また、調査により把握した中で対応を要するものは、被災地の市町村、県の出先機関に伝えるというようなことを定められておりました。

下のほうに吹き出しのような形で「＜参考＞京都府議会の整理」というのが書いてありますけど、京都府の府議会もマニュアルを作成されておりまして、そちらでは、議会の機能と災害時の対応を関連づけてこのような形で整理をされておりまして。

また、安否確認や情報伝達の規定については、参考に佐賀県と大分県の内容を記載しております。

3 ページ目をごらんください。

業務継続計画に規定しているところとして岩手県がありました。岩手県では、県民の意思・意見を把握し、政策の提案・提言等を行いながら議案を審議し、その施策や事業執行の点検を行うとして議会の役割のほうを。それから、議員は地域の実情に精通しており、県が保有する災害情報を補完し得る。また、地域の一員でもあるということでありまして、議員の役割を定めています。

具体的には、内容のほうをごらんいただきたいんですけども、議会の役割としては、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行う。

被災状況等議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化。

市町村の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県の執行部に対する要望及び国や市町村議会との意見交換を行うなど市町村を支援。

国への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮。

議員の役割として、参集指示に速やかに対応できるよう連絡体制を常時確保。

地域の一員として地域での活動に積極的に協力・従事し、地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。

被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、連絡本部を通じて——これは議会のほうですけども——執行部に提供をす

る。また、連絡本部を通じて把握した地域における被災状況や救助・救援等の情報をさまざまな方法により地域住民に提供するなどと定められておりました。

参考までに御説明を申し上げます。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

他県の状況もざっと説明をさせていただきましたが、まずは順次、各党派から御意見をいただきたいと思います。

自民党さん、お願いします。

渡辺委員 災害対応につきましては、基本条例を作成したときから、これはやはり条例に入れなければいけない、また目玉の条項になるのではないかと、これはしっかりと明記をさせていただきました。

そういう中で、災害時における議会や議員のあり方、これは県議会が持つ機能や役割、議員の責務、また日々の活動を踏まえて私は考える必要があるのではないかと、そのように思っております。

そして、基本的な方向性は2つ。1つは、被災地支援について積極的にかかわり、災害対策本部の活動支援、また、県の災害対策本部等と連携・協力して、国等への要望、提案活動も行っていかなければいけない。

また2番目には、地域の代表として我々は、また地域の一員として大変地元のいろんな実情に精通をしているわけですから、災害対策本部の情報を補完する役割などが私ども議員には考えられるのではないかと、このように思っております。

なお、その具体的な内容、対応や手続などにつきましては、この2つの基本的な項目を踏まえた調査を少ししていただいて検討されてはどうかと思っております。

幸い、本県では3.11のような広域災害は起こっておりませんが、近年、非常に台風や豪雨災害等多発をいたしております。

そういう中で、例えば電子メールを活用した我々自身の安否の確認や災害対策本部が整理した災害情報など、情報伝達の仕組みなど、災害対応のための環境整備など、できることから着手をしていけばどうかと、このように思っております。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

社民党・無所属議員会さん。

澤谷委員 大変難しい問題だというふうに会派としては判断しております。この案件については我々会派としては検討の課題が相当あるのではなかろうかという中で、市町村単位の災害ということになっていきますと、そこに在住しておる議員さんがおのおの市町村の出先とタイアップしながら活動できるわけなんです。富山県と一口に言っても、小矢部、南砺、それから朝日、入善と、大変県都から飛んでいるそういう場所もありますし、そういうところが一元的に議会として行動できるのかどうかということも大変重要な課題だというふうに思っております。

それと、災害対策本部を立ち上げた場合には、県会議員が横からぐじゃぐじゃと言うたって迷惑な話なんで、その辺のところもやっぱり、行動の一元化ということは、議会事務局よりも議長権限でそこにいろんな情報が集約されて、そこから各地区の県議さんのほうへいろんな意味でまた情報が下がっていくとか、そういうふうなやり方で、災害対策本部と離れた形でひとつ考えていかななくてはならないのではなかろうかなと。

大づかみな話ですが、大変検討課題が多いそういうものかなと。小さな富山県であっても、おのおのやっぱり場所が違いますので、そういうこともこれから必要な課題かなというふうに会派としては考えています。

取りとめのない話になりましたが、これからもう少し検討していきたいと思っております。

山本委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私、これまでの検討会議では、大規模災害の発生のときに議長と各会派代表者会議の権限について明記をしておけばいいのではないかというふうに申し上げてまいりました。

ただ、今回、事務局から岩手と鹿児島と、もう1つどこかな、3県のマニュアルないしは業務継続計画を提供していただいて読みました。大変勉強になりました。特に岩手の業務継続計画の中に、3.11のときに岩手の県議会で各会派代表者会議をやったけれども、意見がまとまらずにもめたということが2つぐらい書いてありまして、ああ、なかなかやっぱり難しいものなんだなというふうに思いました。

それで、やっぱり富山県でも議会基本条例を受けて災害時対応マニュアルを作成すべきだというふうに思いました。

その災害時対応マニュアルの中に何を記載するのかというのは、できるだけ明瞭簡潔にするという立場で、さっき渡辺さんのほうからお話がありましたポイントを押さえて明記をするということで検討に入ったらどうかなと思います。

以上です。

山本委員長 公明党さん。

吉田委員 私も本当にいろんなところで研修もちょっと行ったりしたんですが、今、議会事務局のほうから佐賀県と鹿児島、岩手、3県ほどありましたが、本来なら業務継続計画というか、これをやれば一番いいと思っているんですけど、今、私、読んだ限りにおいては、佐賀県議会あたりが一番いいがかなという。やっぱり初期対応の段階の非常に混乱だとかいろんな面ではたばたしているときに、先ほども誰か言っていました、やっぱりあんまりがちゃがちゃとやっているのは果たしてそれでいいのかという。自分自身も命に及ぶ、二次災害に巻き込まれる可能性だってあるわけなんで、どうか、そこはもう少し冷静にして1つの災害が、1つの初期が終わ

った段階で、しっかりと現場を掌握して、そしてまた意見を具申していくという流れが一番いいのかなというふうに僕はちょっと感じた次第でございます。

佐賀県議会がちょうどいい見本かなというふうに思っております。
以上です。

山本委員長 会派至誠さん、お願いします。

杉本委員 今まで各会派の意見は、災害時における議会、議員の役割を議会基本条例に規定すべきだというのが皆さんの意見だったと思います。私もそれはそれでいいと思います。この基本条例にこれを書くということはね。

ただ、今、澤谷委員が言われましたとおり、この安否確認システムで、いや、南砺市の武田さんとの近くで地震起きて、いやあ、岩瀬の杉本さん生きとっかのうっていうて、こんなもん全議員どこまで確認するがかどうかって、非常に難しいことが具体的に出てくると思うがで、ややこしいことがね。そいになったら、今この、そんな細かいことは書かずに、僕は山形と徳島と宮崎と、これはすっきりしとって、これだけ書きゃいいがでないかと思うんですよ。僕は。

以上です。

山本委員長 県民クラブさん。

笠井委員 災害発生時に我々がなすべきことをしっかりと明記して議論していくということで始まったこの問題なんですけども、いろんな議論が出ていますけども、災害の規模とか、場所だとか、広域なのか限定的なのかということもあって、何か大ざっぱなことを決めても対応し切れんような気がするんですね。

ですから、基本的なことをしっかりと下支えして、例えば意見の集約は議長にまとめるとか事務局にまとめるとか、それは私はどちらでもいいと思うんです。

ただし、災害対策本部の下部組織としておくのがいいのかどうか

わかりませんが、災害対策本部と横並びに置くというよりも、どっちかといったら控えめにおるべきだという立場に置いておいたほうがわかりやすいのではないかという思いがあります。

すみません、頭の中で考えるといろいろなことが出てきて、全部網羅し切れていないのが現状でありまして、ただし、参集するということではもう積極的にやっぱりやるべきだと思っております。

以上です。

山本委員長 無所属の会さん。

海老委員 私、大きな災害になればなるほど、県がかかわるところ、役割は大きくなってくると思うんです。なので、1つだけこの場で言いたいのは、災害が発生したときに、やっぱりいろんな情報が飛び交って、特にSNSでも、あそこでこんなことが起きているとかって、そういうその情報を書く人も中にはおられるので、私たちが正確な情報をしっかりもらって私たちが発信していくということが非常に重要であって、県民の皆さんにも安心して正確な情報として伝えられるというふうに思うので、その情報をしっかり対策本部から各議員におりてくるようにして、私たちもしっかりとそれを配信していく。積極的に配信していくというような姿勢がひとつ大事なのではないかなというふうに思います。

今はその1点です。

山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございますかね。

渡辺議員のほうからありましたとおり、この条例をつくられるに当たっては、災害対策あるいは災害対応について今日的な議題として議会としてしっかり取り組むべきだということで、まずは前段階で一致をしてこの議題に進んでいるということでございますので、議会として災害発生時に何らかの役割を果たすべきという方向性については皆さん一致されているんだというふうに思っております。

あと、どんな立ち位置でやるのかということについても、大体のところ、県当局でつくる災害本部に、あくまで補完的に、あくまで協力的にこれを助けていくというような感じでやればどうかという意見が最も多かったのではないかと思います。

あとは、地域の一員として、それぞれ議員がそれぞれの地域で災害時に求められる役割というのがあるんだから、情報もきちっと共有できるようにしたいと。あるいは、安否を共有できるようにすべきではないかというお話もございました。

もう1つは、議員個々に当たるのではなくて、窓口を一本にして混乱の少ないようにという御意見もあったのではないかというふうに思っております。

災害時対応マニュアルあるいは業務継続計画みたいなものを議会として考えていくべきというお話もありました一方で、まずはできるところからしっかりやればどうかというお話もあったところがございます。

私としましては、何らかの形で前へ進めていきたいというふうに思います。

きょういただいた御意見をもとに、特に基本的なことについて少しこちらで次回までにたたき台をつくらせていただいて、皆さん方の同意を得られるようにちょっと調整をしてまいりたいというふうに思いますので、この点もこちらに預らせていただきたいというふうに思います。

きょうは貴重な御意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。

それでは、最後の項目でございますが、議会報告会の試行につきまして御協議いただきたいと思います。

私の案を事務局から御説明させていただきます。

事務局（大木議事課長） それでは、資料4「議会報告会の試行について（案）」をごらんください。

11月定例会において実施を予定しています意見交換会に先立ちまして試行してはどうかというものでございます。

2の概要にありますとおり、11月定例会一般質問終了後、議事堂内会議室でということで、現在、11月30日、議事堂2階大会議室で意見交換会のほうを実施する方向で関係者と調整しております。

参加者は、富山県PTA連合会の会員の皆様、20名から30名程度。

それから、議会側は議会改革推進会議の委員等10名程度。

それから、「3 大まかな流れ」でありますけれども、まず議長から全体の挨拶をいただくとともに、引き続き議会基本条例の施行を踏まえました取り組みですとか、ちょうど11月議会にも、途中ではありますけど入っておりますので、11月定例会の日程ですとか質疑の概要、また9月定例会の、こちらは完全に終わっていますから、9月定例会の審議、それから質疑の内容、こういったことを御報告いただいておりますので、11月定例会の日程ですとか質疑の概要、また9月定例会の、こちらは完全に終わっていますから、9月定例会の審議、それから質疑の内容、こういったことを御報告

いただいておりますので、11月定例会の日程ですとか質疑の概要、また9月定例会の、こちらは完全に終わっていますから、9月定例会の審議、それから質疑の内容、こういったことを御報告

いただいておりますので、11月定例会の日程ですとか質疑の概要、また9月定例会の、こちらは完全に終わっていますから、9月定例会の審議、それから質疑の内容、こういったことを御報告

説明は以上であります。

山本委員長 イメージが湧いていますでしょうか。

これまでもずっとやってきました意見交換会の場を活用して、議会報告会を試行するという形のものであります。

ですので、まず最初の議長の挨拶の中で、しっかりといたしますか、

許された短い時間ですけれども、県政報告をさせていただいて、その後、各会派の皆さんから取り組みや活動状況などを報告、説明をしていただくと。これはあくまで議会報告という部分でしていただくということでございます。

この後の3番の富山県PTA連合会との意見交換会というのは、もともと予定をしていた意見交換会をこの後3番で実施するということでもありますよね。それが終わりましたら、議会改革推進会議の委員長として、議会改革の取り組みについて少し皆さんに御説明申し上げて閉会をするという、そういう流れでしたいということでございますので、こういう事の認識の上でちょっと御意見を頂戴したいと思います。

自民党さんからお願いします。

渡辺委員 これは従来から議会の傍聴の後、こうやって意見交換会をやっておりますし、せつかくこういう機会があるんですから、こういう中でいろんな県議会の取り組み等々も発表、報告されたら非常にいいのではないかと。全く御異議はございません。

山本委員長 社民党・無所属議員会さん。

澤谷委員 あり方については、今後もしろいろと会派としては検討を進めていくということで一致しているんですが、1点だけ、富山県PTA連合会との意見交換会、この中で、今回、定例会で議題にもなりました空調の問題について意見交換では触れないというふうなことを事前に打ち合わせておかんと、そういう話が富山県PTA連合会のほうから出ます。間違いなく。もう不平が出ていますので。

そうすると、県議会でも意見が分かれている問題がこうやって出てきた場合にどのように対応していかれるのか。おのおのの立場でおお、そうだそうだという意見もあろうし、いや、お金がかかるから待った待ったという意見もあろうし、この辺は微妙な問題を抱えておる意見交換会ではなかろうかなと思っているんで、その辺のところを委員長としてまたちょっと補足だけしていただければと。

山本委員長 御意見いただきました。

まずは最初に皆さんの御意見を頂戴いたしたいと思います。日本共産党さん。

火爪委員 後でイメージを説明していただきたいと思うんですが、これ、終了時間をどのくらいと見ているのかのイメージの問題です。もし御意見や提案があれば聞かせていただきたいと思うんですが、前回の富山県PTA連合会との意見交換会についても、かなり富山県PTA連合会の委員の皆さんからたくさんの御意見や御要望が出されて、突っ込んだやりとりになったと記憶しています。その前に議会報告をくっつけるということですので、やっぱり実りあるものにするためには一定の時間が必要なのではないかなと思っておりますので、大体2時間ぐらいとか、最初からイメージを提示しておいてもらったほうが私たちとしても参加しやすいのではないかなという点が1つです。

それから、今の澤谷さんの御意見ですけど、議長さんが県政報告をどのくらいのボリュームでなさるのかということが1つ関心事なのと、それから、各会派の2分間の報告も、富山県PTA連合会の皆さんからの意見も、最初から付度やら枠をはめるのは私はおかしいと思います。何を出していただいても対応できる県議会であるということを示すのが一番大事なのではないかなと思っております。

以上です。

山本委員長 公明党さん、お願いします。

吉田委員 大体このような形でいいと思うんですが、ずっと富山県PTA連合会というのは固定したものとして行くんですか、これから。どうなんでしょうかね。常に何か前回も、富山県PTA連合会ばかりやっている。だから、富山県PTA連合会以外に相手はいないのか。去年もことしも何かね、富山県PTA連合会ばかりなっているけど、もっと幅広く違うところとしたらどうかなという気もするんだけどね。

山本委員長 会派至誠さん、お願いします。

杉本委員 これでいいと思います。

以上。

山本委員長 ありがとうございます。

県民クラブさん。

笠井委員 試行的にということ、私は元来、否定的な意見だったんですが、試行的にやってみようということ、くっつけた形では、これはいいと思うんですよ。

今、吉田委員が言われたとおり、いつも固定化するの、これ、次どうするかということも多分もう頭の中では考えていらっしゃると思うんですが、これでは余りにもボリュームが小さ過ぎるので、基本条例に書いてある議会報告会とはほど遠いものにしかならんと思います。でもこれ、試行的にやるということ、第1回目、大事なことでありますので、しっかりと努めたい。

それで、その中で、前回、高校生県議会のことで教育警務委員会に私、言ったんですけども、ありきたりの質問で、ありきたりの答えを用意してやりとりをやる、時間をきっちりはめてやる、このことはどうなんかなど。せっかく来てくれた生徒たちに発言の機会を制限するではないですけども、言いたいことも言えない、聞きたいことも聞けないようではだめだと思うので、今ほど火爪委員が言われたとおり、どんな質問に対しても対応できるような、これは完全にフリートークにするべきだと私は思うので、そうすることによって意義があるのではないかと思っております。

とりあえずこのことで、言いたいことは山ほどあるんですが、この程度にとどめておきます。

山本委員長 無所属の会さん。

海老委員 試行的にやられるということは大変いいことだというふうに思っております。ただ、今現時点では大まかな流れしか多分決まっていないと思うんですけども、それぞれのところでの時間配分み

たいなものをもうちよつと明確にする必要があるかなというふうに思います。

特に具体的に時間、大まかな流れの（２）のところに、各会派からの活動報告が1会派2分となっていますけど、2分だと余りにも自己紹介とちよつとで終わってしまうと思いますし、恐らく必ずオーバーされると思いますので、これはもうちよつと時間を、少なくとも3分、できれば4分、5分いただければなというふうに思います。

以上です。

山本委員長 ほかにございますか。

何か補足できますか。

事務局（大木議事課長） 補足説明します。

今現在、時間の割り当てにつきましては調整をしておる最中でありま

す。まず、一般質問のほうも傍聴してもらおうということでお話をしておりまして、最後の一般質問を聞いてもらいます。その後、終了後速やかにということで、今のところは16時30分ごろから18時ごろまでの間に、活動報告のほうと意見交換のほうをやらせてもらおうかなと思っています。

それから、政策テーマですけれども、一応先日策定いただきました行動計画の中では、政策テーマを決定してということで書き込みましたので、こちらのほうは富山県PTA連合会のほうと、今どうい

うようなテーマを設定すれば適当なのかということで御相談をしておる最中です。

ですので、一定程度枠ははまろうかと思いますが、そこはできるだけ幅広く御議論いただけるようにしたいなということで、事務方のほうではお話をさせてもらっています。

山本委員長 富山県PTA連合会との意見交換が固定化するのではないかという意見なんですけれども。

事務局（大木議事課長） そちらにつきましては、すみません、たまたま今回は11月定例会に富山県PTA联合会さんのほうから意見交換をやらせてもらえないだろうかというお申し出がありまして、私どものほうから出てもらってはどうかということで、先日、議会運営委員会のほうでもお話しさせてもらってお認めいただいたということでもありますので、特段、必ず富山県PTA联合会とということではありません。

山本委員長 ということ、富山県PTA联合会さんの件についてはそれで御理解いただきたいと思います。

時間のほうについては要調整ということでございますが、もう少ししっかりと議論したいということで御意見をいただきましたので、この進め方については、こちらもちよっと整理してもう少し皆さんにまた調整したものを outs させていただきますので、なるべく御理解いただく方向でしていただければいいかなと思います。

第1回とも呼べないような、あくまで試行でございます。何かの形に絡めてテーマを絞ってやるという方向性に沿って、とにかく一回やってみようということでございますので、いろいろと御意見を頂戴してまいりたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

あとは、今、澤谷委員のほうから、空調の問題について議論にならないようにすべきではないかというお申し出がございました。

一方、火爪委員や笠井委員からは、そういうことではなくて、受けて立てるような議会でないといけないのではないかと。あるいはフリーな話にすべきではないかということでございましたが、この件につきまして御意見ありますれば頂戴いたしたいんですが。特にないですか。

杉本委員 いや、言うな言うたらね、やっぱりちょっと失礼だと思いがいちゃ。普通に言うたっていいがないけ。ただ、答弁はあんまり正反対にならんように。

宮本委員 だからそれは、さっきからの広報の話も全部一緒に、議会としてまとめたものができるものとできないものがあるし、賛否が分かれているのは当然なことだから、何を言われたってそれはいいわけだから、我が、私の主張をきちっと御報告するということから何をおっしゃってもいい。

杉本委員 それでいいがいちゃ。

山本委員長 それでは、澤谷委員、そういうことで、質問の内容に枠を設けないと。あくまでテーマに沿ったものにさせていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

はい。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、おおむねこの案によりまして議会報告会を試行させていただきたいというふうに思います。

しかしながら、日程や参加者、開催に向けた手続などの調整や詳細につきましては、手続も含めまして私に御一任をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで会を閉じていくわけですが、ほかにこの際御意見等ございますでしょうか。

火爪委員 さっきの話、ちょっとタイミングを逸したんですが、今の議会報告会の政策テーマについては、固まる前に打診をしていただければありがたいと思います。

以上です。

山本委員長 はい、わかりました。

それでは、次回第6回会議の開催日についてでございますが、12月12日本会議終了後に設定したいと思いますが、皆さん、どうでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 それではそのようにさせていただきます。

それまでもまた皆様方のところに少し情報提供、調整などさせていただきたいと思いますので、その際には御協力をいただきたい

と思います。

また、本日お願いしました検討項目につきましては、次回までに会派の方に御検討いただきますようお願いをいたしたいと思えます。

それでは、以上で本日の議事を終わらせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山本委員長　それでは、今回はこれで閉会とさせていただきます。

お疲れさまでございました。